

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aに介護職員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、施設内食堂東側にあるソファを移動させようとしていたとき、体を支えるために右手で窓に手をついた際にガラスが割れ、右手薬指の付け根部分を負傷した。

請求人は、Bセンターに救急搬送され、「右環指神経損傷」と診断され加療した結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人の残存障害について障害等級第12級の12と認定した監督署長の判断は誤りである旨主張するので、以下に検討する。

- (1) 請求人の残存障害は、請求人の申述及び医証によれば、①右環指の醜状障害、②右環指の神経症状、③右環指の機能障害と認められる。

上記①の障害については、C医師の意見書によれば、「右環指基節掌側に3cm×0.5cm 癬痕、右環指尺側にS字状7cmの術痕」とされていることから、これを認定基準に照らせば、障害等級には該当しないものと判断する。

次に、上記②の障害については、同じくC医師の意見書によれば、「右環指頑固な疼痛、シビレ感」とされており、これを認定基準に照らせば、障害等級第12級の12に該当する。

さらに、上記③の障害については、C医師によれば、「右環指に可動域制限あり」とあるが、同意見書に添付された関節運動測定書では、右環指関節の可動域は、いずれも健側の可動域の2分の1以下に制限されておらず、また、請求人の主治医であるD医師の診断書の記載をみても同様に、右環指関節の可動域は、いずれも健側の可動域の2分の1以下に制限されていない。したがって、認定基準に照らし、障害等級には該当しないものと判断する。

- (2) なお、請求人は、右手の疼痛はカウザルギーに該当する可能性があるのではないかと主張するが、上記C医師の意見書及びD医師の診断書のいずれにおいても、カウザルギーの存在を疑わせるような記載は認められず、その他提出された資料を精査するもカウザルギーを疑う資料は見当たらない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第12級

を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。